

# 水害対策を確実に実施するための支援について

東海部会提出

近年、都市化が進む中で、台風の大型化や線状降水帯による極端な集中豪雨が起きることにより、道路冠水や家屋の浸水被害などが多発している。また、激甚化した豪雨による河川の氾濫等、数十年に一度と言われる大規模自然災害が毎年のように発生し、各地で甚大な被害をもたらしている。いつ、どこで起こるかもしれない自然災害で、尊い人命や財産など住民生活の安全・安心が脅かされている事態が生じている。

国においては、河川整備計画や国土強靱化計画が策定され、河道掘削や低水護岸の整備、高潮対策としての堤防整備等の治水対策の推進に取り組まれている。

地方自治体が管理する河川においても、河川改修事業を計画的に実施し、さらには堆積土砂の撤去等浚渫を行い維持管理に努めている。しかしながら、河川においては河床の洗掘箇所が散見され、単費にて河床整理を実施しているところである。

こうした中で、住民の安全・安心な暮らしを守るため、下記の項目について強く要望する。

## 記

- 1 国管理河川において、河川整備計画に沿った整備の促進に加え、適正な維持管理を行うこと。
- 2 河川を適切に維持管理するための堆積土砂等浚渫経費について、地方債の特例措置が創設されたが、河床ブロック設置等による洗掘対策についても対象となるよう制度を拡充すること。
- 3 国土強靱化を効果的に進めるため、国と地方における情報共有・連携を確保するとともに、地域計画の策定や地域計画に基づく取組に対する支援を行うこと。